

## 日田市立学校いじめ問題調査委員会調査報告書の提出について

日田市教育委員会

## 【概要】

## ○経緯

日田市立学校において起こったいじめ事案について、令和6年2月27日に日田市教育委員会として、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に該当すると判断したため、令和6年5月13日に日田市立学校いじめ問題調査委員会において調査を開始し、令和8年3月12日に調査報告書が提出されましたので公表します。

関係児童生徒のいじめの意図については、調査報告書において認定されていませんが、悪口や陰口等により、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じ、長期の不登校になったことがいじめとして認定されています。

## ○調査委員会が指摘する主な問題点

## (学校)

- ・ いじめ防止対策委員会が曖昧な形で開催され、本来の委員会の機能を果たして  
いなかったこと
- ・ 本件に関する多くの事案において、組織的対応がなされていないこと

## (市教委)

- ・ いじめ事案の報告を義務づけていないこと
- ・ 学校のいじめ対策委員会の開催について確認をしていないこと

## ○今後の対応

- ・ いじめ報告様式・ルールの一統化による、いじめ事案報告の徹底
- ・ 校内委員会の開催状況やいじめ事案解消状況の確認
- ・ 年に1回以上のいじめ等の生徒指導をテーマとした教職員研修の実施
- ・ 上記取組の教育行政実施方針への位置づけによる、定期的な検証改善